（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

**第十六条**　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「日本電気計器検定所」の下に「、日本年金機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

**第十七条**　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表日本電気計器検定所の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 日本年金機構 | 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号） | 資本金 |

（法人税法施行令の一部改正）

**第十八条**　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十九号リ中「政府又は」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）附則第四条（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）又は」を削る。

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

**第十九条**　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

七　日本年金機構

（厚生年金基金令の一部改正）

**第二十条**　厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の三中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による厚生労働大臣の情報の提供の求めの権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第五十五条の三の次に次の一条を加える。

（日本年金機構への事務の委託）

**第五十五条の三の二**　厚生労働大臣は、日本年金機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　法第八十五条の三の規定による現価相当額の徴収に係る事務（当該徴収を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2　法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による日本年金機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「厚生年金基金令第五十五条の三の二第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「厚生年金基金令第五十五条の三の二第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

**第二十一条**　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「日本中央競馬会」を「日本年金機構及び日本中央競馬会」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

**第二十二条**　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三　基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

第二十三条第二項第四号及び第二十四条の四第五号中「並びに国民年金手帳の記号及び番号」を「及び基礎年金番号」に改める。

第二十八条第一号イ及びロ中「国民年金手帳の記号及び番号」を「基礎年金番号」に改め、同号ハ中「国民年金手帳の記号及び番号並びに」を「基礎年金番号及び」に改める。

第三十条中「国民年金手帳」の下に「（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）」を加える。

（社会保険労務士法施行令の一部改正）

**第二十三条**　社会保険労務士法施行令（昭和四十三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

**第二十四条**　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の九」を「第五十六条の十一」に改める。

第五十六条の四第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十六条の五第一項中「及び第五十六条の八」を「、第五十六条の八及び第五十六条の十一第一項第一号」に改める。

第三章第二節第二款中第五十六条の九の次に次の二条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

**第五十六条の十**　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

一　前条の規定により法第百四条第四項に規定する者とみなされた者について適用する第五十六条の四第一項の規定による申出の受理

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2　厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第百条の四第三項 | 前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構 | 日本年金機構（以下「機構」という。） |
| | 第一項各号 | 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖縄特別措置政令」という。）第五十六条の十第一項各号 |
| | 若しくは一部 | 又は一部 |
| | 若しくは不適当 | 又は不適当 |
| 第百条の四第四項 | 、前項 | 、沖縄特別措置政令第五十六条の十第二項において準用する前項 |
| | 第一項各号 | 同条第一項各号 |
| | 又は前項 | 又は同条第二項において準用する前項 |
| | するとき（次項に規定する場合を除く。） | するとき |